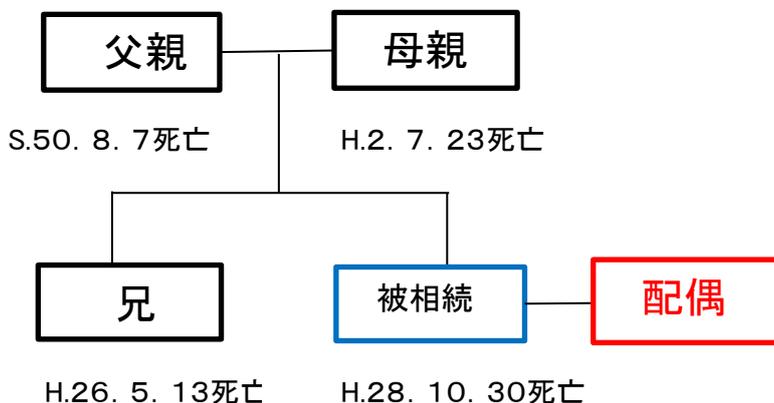


ケース① 相続財産管理人

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人は結婚していたが、平成10年5月7日に離婚していた。
被相続人には子はいなかった。
被相続人の親は、父親は昭和50年8月7日に、母親は平成2年7月23日に死亡。
親より上の直系尊属は全て死亡していた。
被相続人には兄が一人いたが、平成26年5月13日に死亡。兄には子はいなかった。

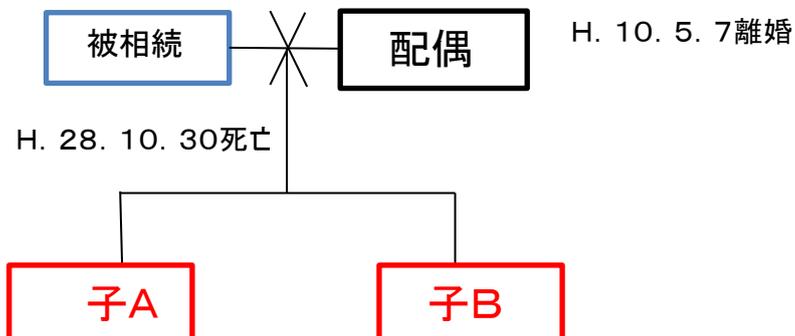
ケース② 配偶者のみ

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人の配偶者は現在も健在である。
二人の間には子はいなかった。
被相続人の親は、父親は昭和50年8月7日に、母親は平成2年7月23日に死亡。
親より上の直系尊属は全て死亡していた。
被相続人には兄が一人いたが、平成26年5月13日に死亡。兄には子はいなかった。



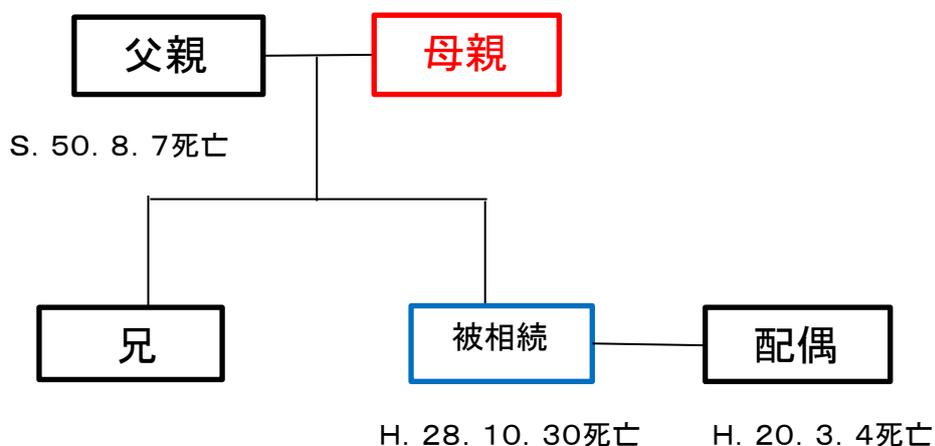
ケース③ 子のみ

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人は結婚していたが、平成10年5月7日に離婚していた。
被相続人には子Aと子Bがおり、二人とも健在である。
被相続人の父親は昭和50年8月7日に亡くなっているが、母親は健在である。
被相続人には兄がおり、健在である。



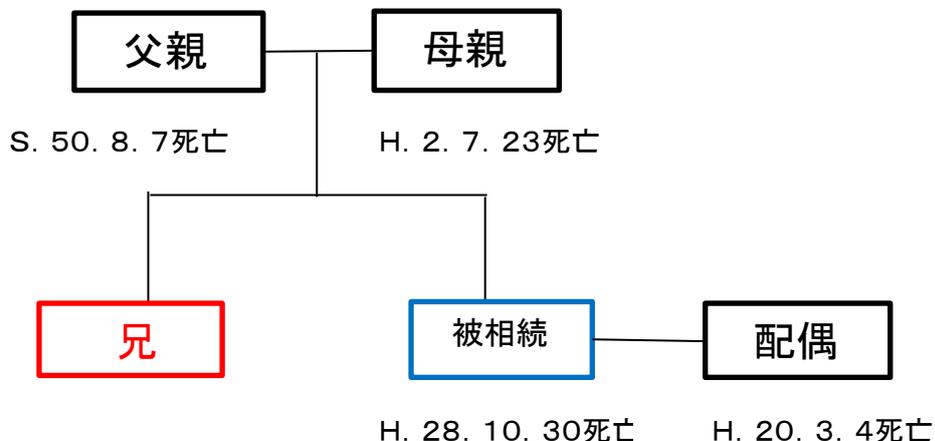
ケース④ 親のみ

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
配偶者は平成20年3月4日に死亡。
被相続人には子はいない。
被相続人の父親は昭和50年8月7日に亡くなっているが、母親は健在である。
被相続人には兄がおり、健在である。



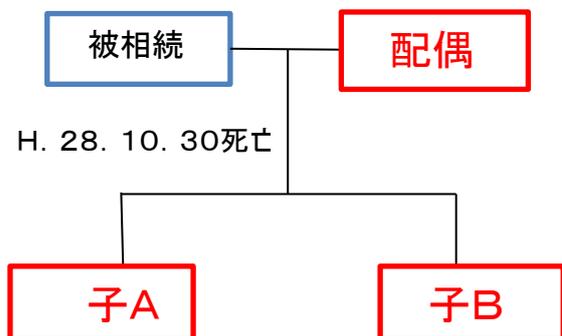
ケース⑤ 兄弟姉妹のみ

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
配偶者は平成20年3月4日に死亡。
被相続人には子はいない。
被相続人の親は、父親は昭和50年8月7日に、母親は平成2年7月23日に死亡。
被相続人には兄がおり、健在である。



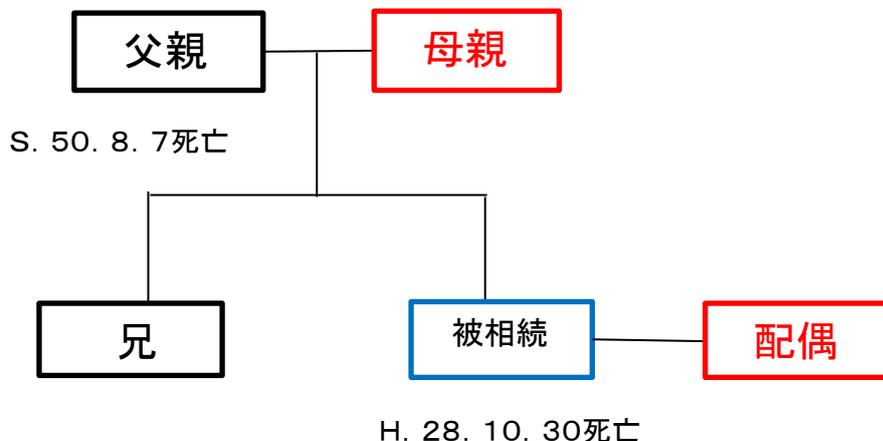
ケース⑥ 配偶者と子

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人の配偶者は現在も健在である。
被相続人には子Aと子Bがおり、二人とも健在である。
被相続人の父親は昭和50年8月7日に亡くなっているが、母親は健在である。
被相続人には兄がおり、健在である。



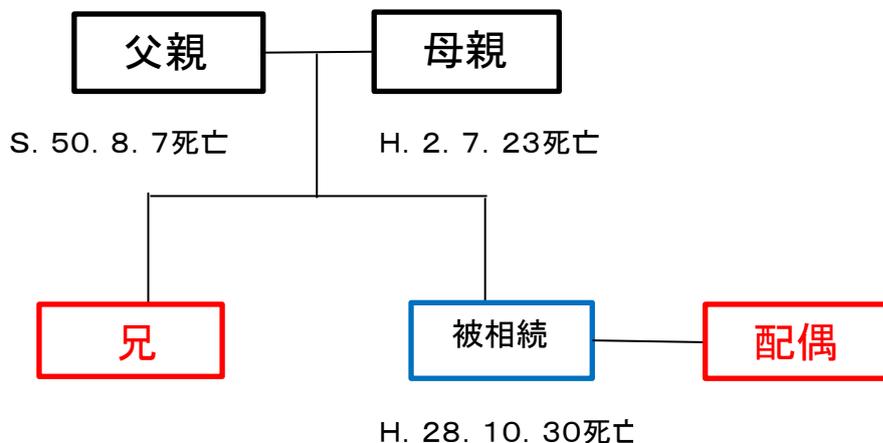
ケース⑦ 配偶者と親

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人の配偶者は現在も健在である。
被相続人には子はいない。
被相続人の父親は昭和50年8月7日に亡くなっているが、母親は健在である。
被相続人には兄があり、健在である。



ケース⑧ 配偶者と兄弟姉妹

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人の配偶者は現在も健在である。
被相続人には子はいない。
被相続人の親は、父親は昭和50年8月7日に、母親は平成2年7月23日に死亡。
被相続人には兄があり、健在である。



応用ケース

被相続人は、平成28年10月30日に死亡。
被相続人の配偶者は平成28年12月2日に死亡。
被相続人には子はいない。
被相続人の親は、父親は昭和50年8月7日に、母親は平成2年7月23日に死亡。
被相続人には兄が一人いたが、平成26年5月13日に死亡。兄の配偶者は健在である。
兄には子が一人いて、今も健在である。
被相続人の配偶者の親は、父親が昭和38年11月9日に、母親が昭和60年5月14日に死亡。
被相続人の配偶者には姉と弟がおり、共に健在である。

